

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付事業

対象者

以下、①～⑥すべてに該当する方

- ①市内に住所を有する満65歳以上の方
- ②市民税非課税世帯に属する方
- ③介護保険料の滞納がない方
- ④聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方
- ⑤両耳聴力が40dB以上70dB未満の中等度難聴の方
- ⑥過去に本事業の補助を受けていない方

補助内容

□補助金額

補聴器本体購入費用の2分の1(上限額**5万円**)

□補助対象

・補聴器本体費用

※受診費用、修理、保守、電池交換等の費用は**対象外**

※補助金交付決定前に購入した補聴器は**補助対象外**

【お問合せ・提出先】

〒784-8501 安芸市土居82番地1

安芸市役所1階4番窓口 健康介護課 介護保険係

☎0887-35-1003(直通)

利用方法(申請の流れ)

1 相談

補助金交付申請書を取得し、申請希望について窓口にてご相談ください(※「聞こえのチェックリスト」を実施します)。
※申請書様式等は市役所4番窓口(1F介護保険係)または市ホームページに掲載

2 受診

申請書に必要事項を記入のうえ、耳鼻咽喉科を受診し、「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。※診察料、証明料等は自己負担となります。

3 見積

認定補聴器専門店の「補聴器本体の購入費用額が記載された見積書」を作成してもらい、受け取ってください。

4 申請

下記の書類を市(健康介護課介護保険係)へ提出してください。

提出物	☐ 補助金交付申請書 ※医師による証明欄の記載必須 ☐ 認定補聴器専門店の見積書の原本
-----	--

提出先	安芸市健康介護課介護保険係(市役所1階4番窓口) 住所: 〒784-8501 安芸市土居82番地1 電話: 0887-35-1003 (直通)
-----	---

⇒審査の結果、補助金の交付を決定した方へ、市より「補助金交付決定通知書」、「補助金請求書」をお送りします。

5 購入

決定通知が届いた後、見積書を作成依頼した認定補聴器専門店にて補聴器を購入する。※購入後は定期的に補聴器の調整を必ず購入店で受けてください。

6 交付

下記の書類を介護保険係へ提出してください。

提出物: ☐ 補助金請求書

☐ 補聴器本体の購入費用額がわかる領収書の原本

⇒申請者本人の指定口座へ補助金を振込